

2025 年4月 3日

関係各位

一般社団法人 健康食品産業協議会

**「機能性表示食品摂取者の体調変化/健康被害の行政機関への
情報提供に係る留意事項」公表のご案内**

一般社団法人 健康食品産業協議会（会長 橋本 正史、以下^{シ・ャ・オ・フ・ア}JAOHFA）は、機能性表示食品による健康被害が発生した場合に、行政機関へ情報提供する際の留意事項として「機能性表示食品摂取者の体調変化/健康被害の行政機関への情報提供に係る留意事項」（以下、本留意事項）を作成し、JAOHFA のホームページ(会員限定ページ)に掲載しましたのでご案内いたします。

ご周知の通り、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について（健生食監発0823 第3号）」により2024年9月1日から、機能性表示食品による健康被害が発生した場合、速やかに行政機関にその情報を提供する旨が届出者に義務付けられました。

JAOHFA 安全性分科会では、機能性表示食品を摂取した消費者に体調変化※および健康被害※※が発生した場合、会員企業の皆様が行政機関に対してその情報を適正に提供できるように、特定非営利活動法人日本抗加齢協会、公益社団法人日本通信販売協会、健康と食品懇話会の3団体と協働し、本留意事項を作成いたしました。

本留意事項は機能性表示食品に限定せずに、食品衛生上の健康被害への対応における基本的な考え方も記載しておりますので、届出者は本留意事項を参考にさせていただきたいと考えております。

本留意事項が、会員各位の法令遵守と消費者の安全性の確保につながり、機能性表示食品制度の信頼向上に役立つことを期待しております。

※「体調変化」：当該食品摂取者からの当該食品摂取後の体調に関する全ての好ましくない変化の申し出。

※※「健康被害」：医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたもの。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

一般社団法人 健康食品産業協議会 <https://www.jaohfa.com/>

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 2-7-27

事務局 Email : office@jaohfa.com